

立地適正化計画の改定について

1 パブリックコメントの報告について

- (1) 実施期間 令和6年10月15日（火）から令和6年11月13日（水）
 (2) 提出者 1団体
 (3) 意見提出件数 2件
 (4) 意見及び市の考え方（令和6年11月25日（月）千曲市HPに公表）

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	第7章 誘導区域	立地適正化計画の改定において、都市機能誘導区域の用途指定は極力「商業地域」にするか、または建蔽率、容積率などの用途制限を商業地域並みに緩和し、地域の活性化に寄与するべきと考える。	用途地域は、建築物の用途や建蔽率、容積率、高さなどの形態に制限を加えることで生活環境の向上や地域住民の生活環境を守るために定めています。このことから、都市機能誘導区域内すべてあるいは一部を商業地域に用途変更することは考えていません。
2	第8章 誘導施設	災害に強い誘導施設の建設において、現状の建設の高さ、建蔽率、容積率の制約により自家発電装置などの機器を1階に配置せざるを得ない。このことから、誘導施設において用途制限の緩和を望む。	しかしながら、当市で設定している誘導施設が都市機能誘導区域内で建設や増築、改築を行う際、用途制限や容積率、高さ制限の緩和が必要な場合は、特定用途誘導地区の設定を検討してまいります。

2 前回の部長会議（R6.9.3）からの大きな変更点

○誘導施設の追加（P54～P56）

誘導施設：大学

対象とする地区：屋代駅周辺地区

施設の定義：学校教育法第1条に定めたもの

【参考】

学校教育法（抜粋）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

3 今後のスケジュール

- 令和7年2月 庁内検討会議（掲示板で校正依頼）
 令和7年3月 経済建設常任委員会（報告）
 令和7年3月17日 都市計画審議会（諮問・答申）
 令和7年3月31日 公表（予定）